

6 福薬業発第 4 0 9 号  
令和 6 年 1 2 月 1 9 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会  
常務理事 永嶋 友洋

**電子処方箋受付時に薬局システムで表示される  
医薬品名および薬剤量の再確認について（注意喚起・更なる情報提供）**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、令和 6 年 1 2 月 1 6 日付け、6 福薬業発第 4 0 2 号にてお知らせしたところですが、更なる情報提供について連絡がありましたのでお知らせいたします。

本件について、医療機関等向け総合ポータルサイトで更なる情報が公開されたため、ご連絡させていただきます。

<https://iryohokenjyoho.service->

[now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sys\\_kb\\_id=dfeb4099c32212981c767c877a0131d9](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sys_kb_id=dfeb4099c32212981c767c877a0131d9)

また、公開されている解説資料およびチェックリストが添付されておりますので、ご確認お願いいたします。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

日 薬 情 発 第 150 号  
令 和 6 年 12 月 17 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会  
副会長 渡邊 大記

電子処方箋受付時に薬局システムで表示される  
医薬品名および薬剤量の再確認について（注意喚起・更なる情報提供）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

表題の件について、12月10日に日薬情発137号としてご連絡した通り、現在、電子処方箋の運用の過程で、薬局システム上で処方意図とは異なる医薬品が表示される事例や、製剤単位量で電子処方箋上に登録された薬剤について、薬局で電子処方箋を取得した際に、適切に薬価基準単位量に変換されずに、製剤単位量のまま表示される事例が報告される事例が報告されております。

本件について、医療機関等向け総合ポータルサイトで更なる情報が公開されたため、ご連絡させていただきます。

([https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sys\\_kb\\_id=dfeb4099c32212981c767c877a0131d9](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sys_kb_id=dfeb4099c32212981c767c877a0131d9))

また、公開されている解説資料およびチェックリストを添付させていただきますので、ご確認いただければ幸いです。

つきましては、貴会関係者にご周知くださいますようお願い申し上げます。

医薬品マスタ等の不適切な設定や設定不足により、

- 「医師・歯科医師が処方していない医薬品名」
- 「医師・歯科医師が意図していない単位」

が表示される可能性があります。

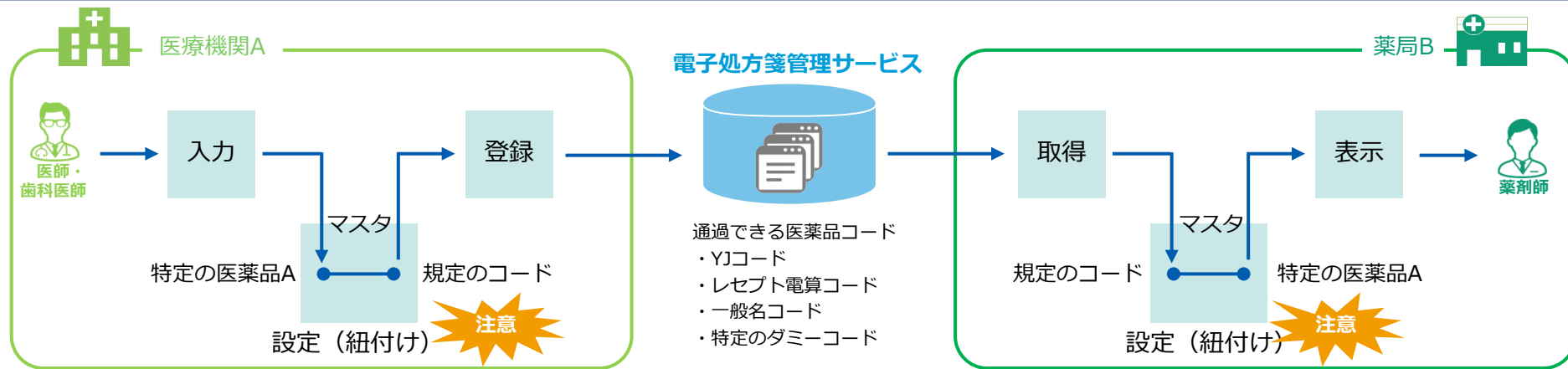
電子処方箋の運用に当たって、必ず設定を確認してください。

(詳細は次ページ以降)

(注) 電子処方箋の運用以外の場でも、各種マスタの適切な設定が重要です。

# 【医療機関・薬局】 電子処方箋管理サービスで使用する医薬品コードについて

- 電子処方箋管理サービスに登録する医薬品コードは、YJコード、レセプト電算コード、一般名処方コードのいずれかとなります。医療機関・薬局において、医薬品マスタの設定（紐付け）を行う場合には、適切に設定（紐付け）されたかを確認したうえで運用するようにお願いいたします。
- 院外処方を行う場合で医薬品のダミーコードを用いるのは、「経過措置医薬品（YJコード廃止医薬品）を処方する場合」や「一般名処方加算の算定できない医薬品を一般名処方する場合」など特殊な場合のみです。原則、上記の3種類のコードのいずれかのご使用をお願いいたします。



## 注意

意図されたものとは異なる医薬品が表示されてしまう要因となるので、運用に当たって以下の2点を確認してください。

- ✓ 医療機関・薬局において医薬品マスタを設定（紐付け）する場合は、設定（紐付け）誤りがないか**必ず確認してください。**
- ✓ 特定の医薬品に特殊な事例を除き、ダミーコード（※）を**設定しないでください。**

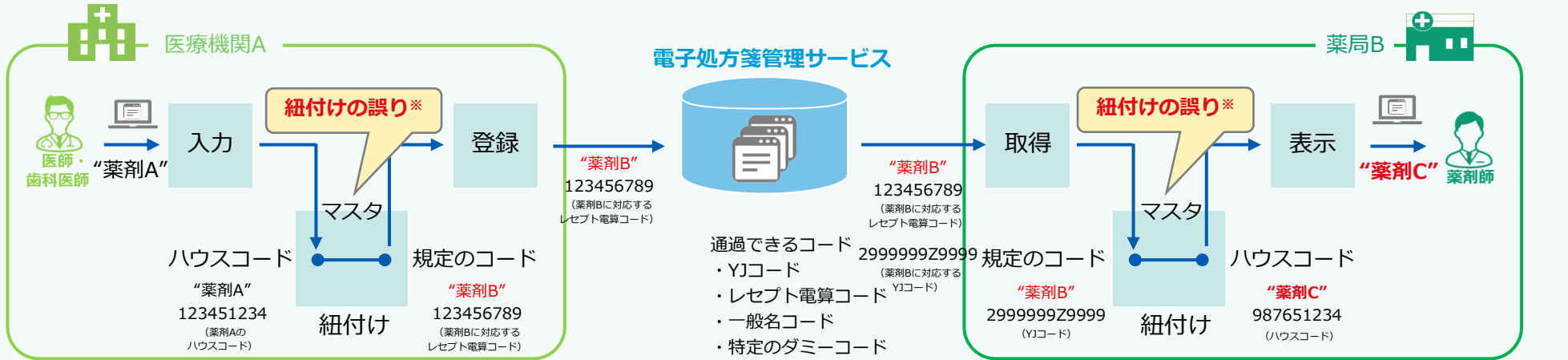
（※）レセプト電算コードであれば“666660000”（医薬品）、“777770000”（医療材料）、YJコードであれば“2000000X0000”

上記の事象が生じていないか今一度確認いただき、  
薬局において調剤する際には、必ず薬剤名の項目を確認してから調剤を行ってください。

# 【医療機関・薬局】 電子処方箋管理サービスで使用する医薬品コードについて

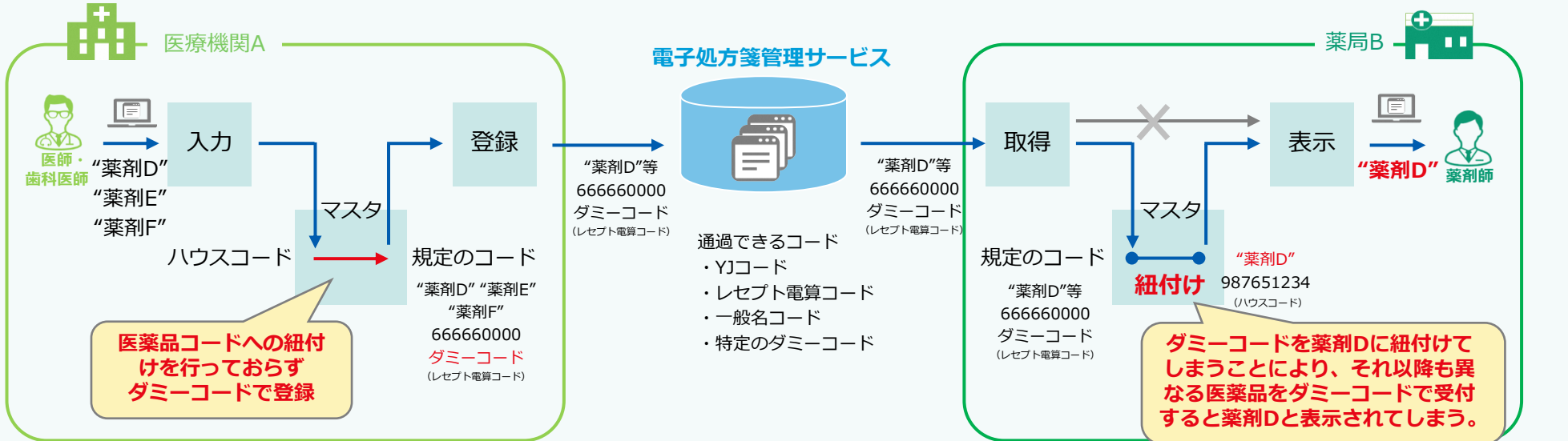
## パターン1

○ 医療機関・薬局におけるハウスコードと、電子処方箋管理サービスで用いることとされている規定のコードの紐付けを誤ってしまう。



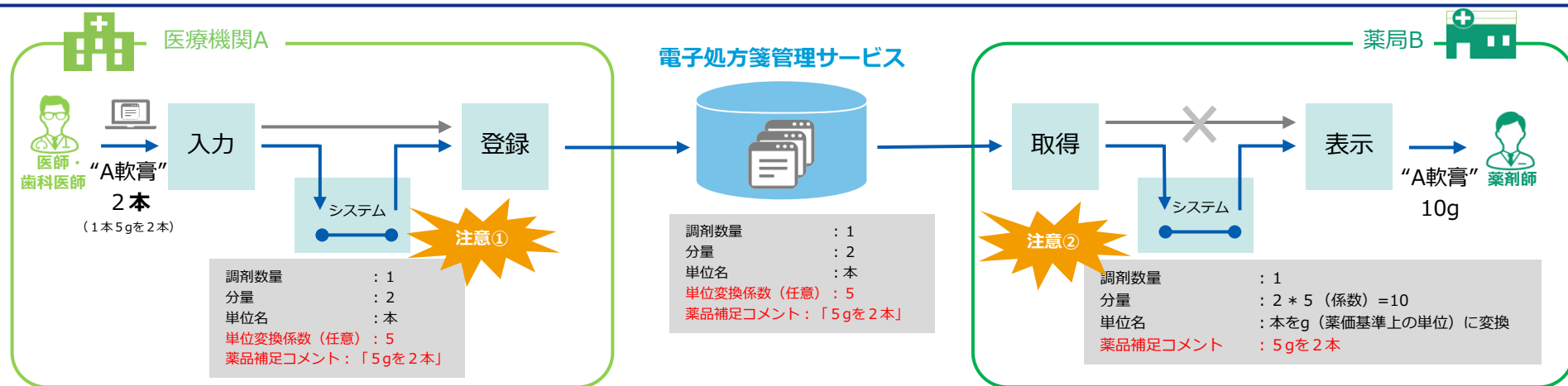
## パターン2

○ 医療機関において医薬品をダミーコードで登録しており、薬局において、ダミーコードと特定の医薬品を紐付けてしまう。



# 【医療機関・薬局】 医薬品の単位について

- 医療機関において、薬価基準上の単位と異なる単位名で電子処方箋管理サービスに処方情報を登録する場合は、ご使用の電子カルテの単位変換の仕組みについて確認を行っていただくようお願いいたします。
- 薬価基準上の単位以外での記録を想定しており、単位を変換する係数の設定がない場合には、薬局において処方意図と異なる表示の要因となります。



## 注意①

- ✓ 薬価基準上の単位以外で登録する場合には、**ご使用の電子カルテの単位変換の仕組みについて確認**をしてください。**単位を変換する係数が必要な場合は合わせて登録してください。**また、薬価基準上の単位で登録する場合には、**(1以外の) 係数が登録されることのないようにしてください。** (注) システム上適切に設定がなされているか確認してください。
- ✓ **製剤上の単位が必要な場合は、薬品補足コメントとして設定してください。**

## 注意②

- ✓ 電子処方箋管理サービスからは、医療機関から登録された単位名も薬局側に送信されていますが、**単位変換する係数がなかった場合の表示のされ方についてご確認いただくとともに、薬品補足コメントなども併せて確認してください。**

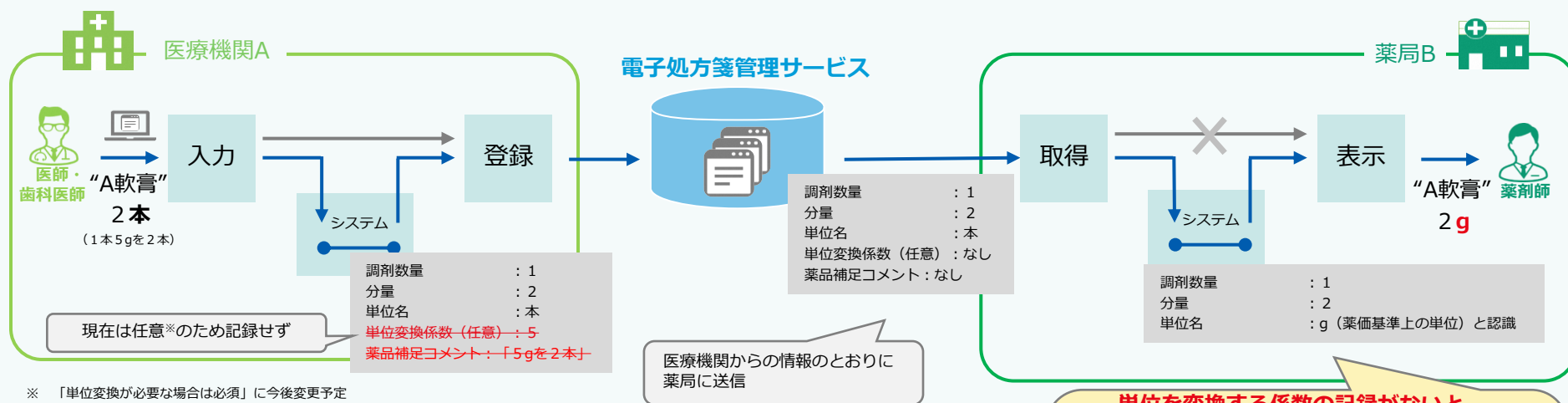
意図した/意図された用量とは異なる用量が表示される要因となるので、上記の点を確認してください。

薬局においては、これまでに応需実績のない医療機関から受け付けた場合等は、特にご注意ください。

# 【医療機関・薬局】 医薬品の単位について

## パターン3

- 医療機関において、薬価基準上の単位と異なる単位名で、電子処方箋管理サービスに登録する場合に、システムでの分量の変換や、単位を変換する係数の設定をせずに登録される。
- 薬局においては、薬価基準上の単位での記録を想定しており、単位を変換する係数の設定もないことから、薬局システムで表示されたものは処方意図と異なるものとして表示される。



※ 「単位変換が必要な場合は必須」に今後変更予定  
(システムベンダ向けの技術文書)

## (参考) 用語の定義・解説

用語	定義・解説
マスタ	システムへの入力に必要な基礎的なデータを集めたデータ集のこと。 例) 医薬品マスタ (薬品名称、規格、薬価基準収載コード、薬価などが登録されている)
ハウスコード	医療機関や薬局が自院 (局) で運用しているシステムで使用しているデータ (例えば医薬品のデータ) 個々に付与されている独自のコード。
ダミーコード	マスタに登録されていない医薬品などをシステムで利用する際に一時的に利用するコード。ダミーコード自体は特定の医薬品などを意味しないため、併せて医薬品名称などをテキストとして入力するなどの必要がある。
薬品補足情報	データに記録する医薬品についてテキストで補足する情報。薬品補足レコード (欄) に文字列 (テキスト) で記載する。
単位を変換する係数 (単位変換係数)	薬価基準上で定義されている単位と異なる単位で医薬品を処方する場合に、必要な変換係数を医療機関システムから記録する。



## 電子処方箋の運用に関するチェックリスト（医薬品コード・単位設定） （薬局向け Ver1.00）

本資料は、電子処方箋の運用に当たっての医薬品コード等の設定における確認事項を示した薬局内システムのご担当者向けのチェックリストです。

調剤システム等で医薬品を取り扱う場合、医療機関・薬局システム内部では、当該医薬品に対応したコードを用いて情報がやり取りされています。YJコード、レセプト電算コード、一般名コードなど、広く使用されているコードをそのまま利用している場合もありますが、医療機関や薬局の中で独自に用いられているコード（「ハウスコード」などと呼ばれます。）が設定されている場合があります。

電子処方箋のような、複数の医療機関・薬局での電子的な情報共有を行う場合には、ハウスコードではなく、統一的なコードをそのまま使用するか、ハウスコードと統一的なコードを紐付ける作業が必要となります。

**コード同士の紐づけを誤ったり、ダミーコードに特定の医薬品を紐付けてしまうと、誤表示等に繋がる恐れがあるため、薬局内システムのご担当者において以下をご確認いただき、電子処方箋の応需については、以下の1が「いいえ」又は2～5にチェックが入ってから行うようにしてください。コード設定（紐づけ）の誤りに気付いた場合には、必ず誤りを修正してから対応するようにしてください。**

不明な点等に関してはご担当のシステム事業者から提供されている手順書等を確認する、システム事業者にお問い合わせを実施するなどのご対応をお願いします。

チェック項目			解説
1	ご使用の薬局システムの医薬品マスタは、自施設で初期設定・改良できる仕組みですか。	<input type="checkbox"/> はい	新規取載品について、マスタ更新が間に合わないため、手動で設定することがある場合には、「はい」を選択してください。 ベンダから配布されている医薬品マスタを、そのまま用いている・自動更新される場合は「いいえ」を選択してください。なお、「いいえ」を選択した場合でも、下記5に記載しているどのように設定されたかの確認をお願いします。
		<input type="checkbox"/> いいえ	
1で「はい」選択した場合2～5を確認し、チェックしてください。（「いいえ」を選択した場合も5をご確認ください。）			
2	医薬品マスタの設定画面において設定できる内容・範囲を確認した。	<input type="checkbox"/>	医薬品コードや医薬品名称、単位名などが修正できる仕組みになっているシステムでは、これらを変更することで意図しない医薬品や単位を出力することにつながりますので、修正の際には十分注意する必要があります。
3	電子処方箋の運用に当たり、薬局システムの医薬品マスタで自薬局独自のコード（ハウスコード）で扱っている医薬品が存在するか確認した。 存在する場合は、そのコードが電子処方箋管理サービスで用いる医薬品コード（YJコード、レセプト電算コード、一般名コード）と正しく紐付け設定されていることを確認した。	<input type="checkbox"/>	電子処方箋においては、YJコード、レセプト電算コード、一般名コードのいずれかを用いて処方・調剤情報のやりとりを行うため、電子処方箋管理サービスから電子処方箋を応需する際は必ずこれらのコードをもとに医薬品の情報が表示されます。 ハウスコードを用いている場合は、電子処方箋管理サービスで用いる医薬品コードとの紐付けが誤っていると誤表示の原因になります。 (例：電子処方箋管理サービスで用いる医薬品コードとハウスコードを紐付ける際に、医薬品Aと紐づいているハウスコードと、医薬品Bと紐づいているハウスコードを取り違えた場合、医薬品Bが記録された電子処方箋を受け付けると、調剤システムに「医薬品A」と表示されてしまう可能性があります。)  (注) YJコードは製品（医薬品）毎の英数12桁のコード、レセプト電算コードは薬価標準取載単位の6から始まる数字9桁のコード（医薬品の場合）、一般名コードはZZZで終わる英数12桁の一般名毎（成分名毎）のコードです。 設定が適切に行われていない場合には、ダミーコード（※）が表示されることがあります。その場合は設定しなおしてください。 (※) YJコードのダミーコード：2000000X0000 レセプト電算コードのダミーコード：666660000（医薬品）、777770000（医療材料）  設定確認方法については、システム毎に異なりますので、システムのマニュアル等を参照ください。
4	ダミーコードと特定の医薬品コードが紐付いていないことを確認し、今後も紐付けないように薬局内で定めた。	<input type="checkbox"/>	電子処方箋においては、YJコード、レセプト電算コード、一般名コードのいずれかを用いて処方・調剤情報のやりとりを行います。薬価取載されたばかりの新薬など該当するコードがない場合は、ダミーコード（※）で情報が送られてくる場合があります。 ダミーコードを医薬品マスタで特定の薬剤と紐付けてしまうと、誤表示につながりますので、絶対におやめください。  (※) YJコードのダミーコード：2000000X0000 レセプト電算コードのダミーコード：666660000（医薬品）、777770000（医療材料）
5	紐付けの設定ができる人を限定したり、ダブルチェックを行ったりするなど、誤って紐付けをすることのないよう対策を薬局内で定めた。 また、どのように紐付けられたか、設定を確認する方法を把握した。	<input type="checkbox"/>	紐付けの誤りを起こさないよう運用ルールを決めたり、正しく設定されているか確認する方法を把握したりすることは重要です。薬局内システムによっては、手動で医薬品コードの紐付けを行うことができる場合があります。その際に紐付けを誤ってしまうと別の医薬品が表示される原因になります。

### その他の運用上の注意

- ・電子処方箋・引換番号付きの紙処方箋を初めての医療機関から応需する場合には、処方内容（医薬品名称や用量等）が適切か特に注意する必要があります。
- ・処方内容（控え）を患者から預かった場合には、処方内容（控え）には医療機関側が意図した医薬品名、用量、単位が記載されていますので、当該控えの記載内容と薬局システム上の記録を比べて確認することも有効です。
- ・電子処方箋の運用に限らず、薬局内のシステムで、コードが適切に設定（紐付け）されているか等を定期的に確認することも重要です。